

(仮称) 市有建築物対策部会の設置について

1 目的

市有建築物からのアスベスト検出事案を受け、市有建築物におけるアスベストの調査及び適切な管理を行うため、(仮称) 市有建築物対策部会を設置するもの。

2 設置根拠

堺市アスベスト対策推進本部規程を改正予定（第7条及び別表第2に新たな部会設置に係る内容を追記）

3 部会の役割

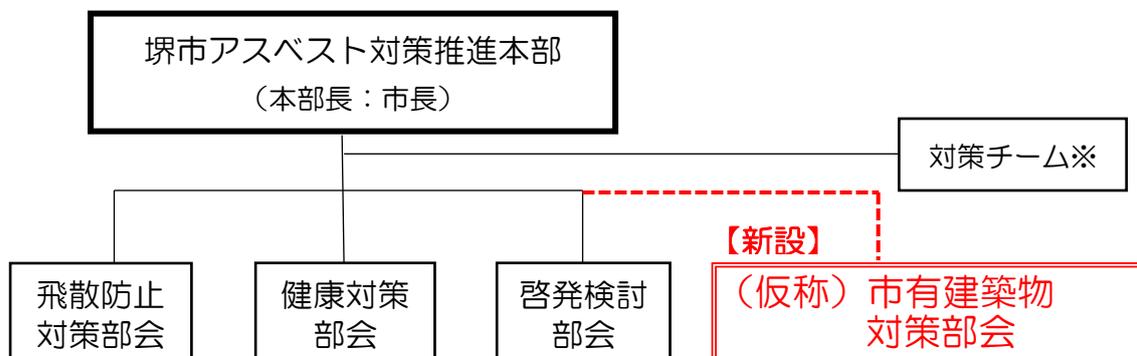
- ・市有建築物の調査・管理に関すること
- ・市有建築物のアスベスト調査・管理台帳の整備に関すること
- ・施設管理者向けアスベスト調査研修の実施に関すること
- ・施設管理者向けマニュアルに関すること

4 部会の構成（案）

部会長：建築部長 副部会長：建築監理課長

部会員：財産活用課長、環境共生課参事、環境対策課長、住宅管理課長、住宅改良課長、学校施設課長、工事検査・技術力強化担当課長（上下水道局）

5 イメージ（関係図）



※前回会議（R3.9.10）に設置を協議したアスベスト含有建築物等対策チームについては、対策が困難な案件ごとに臨時的に設置。

- ・東雲公園予定地についての対策チーム：9月10日付で設置済み
- ・市立小学校についての対策チーム：本日設置予定